

# 全労済協会だより

vol.54

## CONTENTS

- **震災復興緊急提言集** ..... 1  
〈勤労者福祉研究〉  
「東日本大震災・今後の日本社会の向かうべき道」  
震災復興に向けた、国民（勤労者）の生活に深く関わる問題点、私たちの進むべき道を今こそ明らかにすべく、各界の専門家に緊急政策提言を寄稿いただき、国民的な議論を喚起していきます。
- **公募委託調査研究（2009年度採用）** ..... 2  
〈地域社会の課題と展望〉  
「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」  
石田祐氏（明石工業高等専門学校講師）を代表とする共同研究の報告概要です。
- **東京シンポジウム報告書刊行のお知らせ** ..... 3  
2011年3月4日開催の「東京シンポジウム」の報告書を刊行しました。
- **全労済協会からのお知らせ** ..... 3  
● 当面のスケジュール
- **～団体向け共済のご紹介～**  
シリーズ⑥『**団体建物火災共済（オフィスガード）**』 ..... 4  
地震等見舞金の取り扱いについて
- **コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑮」** ..... 5  
「社会保障・税一体改革」について考えます。
- **全労済協会ホームページのご案内** ..... 6  
ホームページをぜひご利用ください。
- **2011年度公募委託調査研究を募集しています** ..... 6  
全労済協会では、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2011年度の公募委託調査研究を募集しております。

## 震災復興緊急提言集

〈勤労者福祉研究〉

### 「東日本大震災・今後の日本社会の向かうべき道」

7月刊行予定

この度の東日本大震災は広域に渡る甚大な被害に加え、電力不足問題や放射能汚染の拡散をもたらし日本社会全体を揺るがしています。

私たち国民（勤労者）の生活に大きな影を落としたこの状況は、今日までの日本における社会経済のあり方や国民生活に対して、抜本的見直しの必要性を示したといえます。

そこで当協会は、「今、日本はこれまでの歩みをふり返り、今後の方向性を考える上での重大な岐路に立っている」との認識から、国民（勤労者）の生活に深く関わる諸問題について、各界の専門家の方々に緊急政策提言を寄稿いただきました。

#### 寄稿いただく方々

- 総論 神野直彦氏（東京大学名誉教授）
- 各論 植田和弘氏（京都大学大学院教授）
- 河田恵昭氏（関西大学社会安全学部長）
- 小松秀樹氏（亀田総合病院副院長）
- 駒村康平氏（慶應義塾大学教授）
- 塩崎賢明氏（神戸大学大学院教授）
- 高端正幸氏（新潟県立大学准教授）
- 西尾 勝氏（東京市政調査会理事長）
- 広井良典氏（千葉大学教授）
- 宮本太郎氏（北海道大学大学院教授）

(50音順)

## 公募委託調査研究(2009年度採用)

### 〈地域社会の課題と展望〉

# 「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」

明石工業高等専門学校講師 石田 祐  
大阪大学社会経済研究所特任助教 奥山尚子

当協会に対して、上記研究の成果報告がありました。その要約を掲載します。  
なお、今回ご紹介した報告は研究報告誌として後日刊行する予定です。

## 報告概要

高齢化、少子化、人口移動による人口構成の多様化、また個人のライフスタイルの多様化が進行している現代において、地域福祉サービスに対する需要は増加しており、今後もその増加傾向が続いていくことが予測される。一方、財政状況の悪化により、これまで中心となって福祉サービスの供給を行ってきた政府には限界があると考えられる。そのような背景をもとに近年、民間の営利企業や非営利組織が活躍する場面や機会も多くなっている。政策的にも、営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、ボランティアグループ、地縁組織などの幅広い主体が補完的かつ重層的にサービス供給を行っていくことのできる制度構築が検討されている。

幅広い公共財および公共サービスを検討するとき、特定の地域や個別的な需要を満たすことを目的とする団体の存在が期待されるが、細かな需要に対応する団体は規模が小さいため、十分な活動資金を獲得することが難しい。実際、多くの草の根的な団体が資金獲得の困難に直面しており、いかに継続的に活動を行っていくことができるのか課題となっている。一方、サービスの受け手にとっては、その供給が継続的に受けられるのかどうか重要な問題となる。1998年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が成立し、特に草の根的な活動を行う団体にとって活用しうる新しい仕組みができ、2001年には認定NPO法人制度が創設され、NPO法人への寄付者が税制優遇措置を受けられるようになった。制度的な動きを受け、全国の市民活動団体がそれまでの任意団体から法人格を有する事業体へと立場を変えている。しかし、現在に至っても多くの団体が、経営の基礎となる人材と財務基盤の確保に関する課題を抱えていることが、財務諸表からうかがえる。数多くの団体がボランティア的な状態で活動しており、法人格を有する事業体としての社会的な存在となりえていないと言える。

そこで本研究では、地域福祉を地域の人々の支援によって支えられないかということの問題意識とし、社会的

支援収入のうち特に寄付に焦点を当てることにした。日本において自然環境の保護、医療福祉の充実、図書館や教育の充実、公民館の建設など、地域福祉の向上のために資金を拠出することは、篤志家の大口寄付や、少額ではあるが活動へ賛同して行われる個人寄付などとして数多く見られる。一方、寄付を受ける側となるNPOなどの団体における資金獲得行動も目立ってきているが、人材や資金コストがかかるため、実施が困難である団体が数多く存在している。しかし、日本における個人の寄付行動についてはまだ調査研究が少ないため、どのような仕組みづくりを進めていくことがより効果的に寄付行動を促進するかについて明らかにすることが期待されている。

本研究では、これまでに明らかにされてこなかった地域活動団体に対する人々の寄付行動や、現在実施されているがあまり認知されていないと思われる寄付の仕組みの活用可能性を考察するためにアンケート調査を実施した。兵庫県居住者を対象にアンケート調査を実施した結果、3割超の回答を得ることができた。その結果から、地域の団体やその活動に対して寄付を行っている人は、およそ3割であり、平均金額は1,600円程度であるということがわかった。計量モデルによる実証分析を行った結果からは、年齢が高いことや、活動の理由や経路となる子どもがいること、ボランティア活動に参加していることなどが寄付行動を起こしうる要因として示された。しかし、寄付研究で要因とされる所得については影響しているとは言えない結果であった。

また、本研究では地域という単位を重要な視点としているため、居住地域の属性や地域に対する意識も変数とした。その結果、非都市部に居住する人の方が寄付を行っている可能性が高いこと、自治会や町内会などの活動や地域行政への関心のある人が地域への寄付にも関与する可能性が高いことが示された。昨今の各地での地域を見直す動きや、地域活動に対する関心の高

まが見られつつあることから、地域活動へ参加する人や興味・関心を持つ人が増加しており、その動きを通じて今後、地域の団体やその活動に対する寄付に対する関心の掘り起こしを行っていくことが期待される。つまり、寄付だけを依頼・懇願するという形だけでなく、活動への参加という入り口から時間をかけた地域の人々の寄付による資金的基盤の充実という地域戦略も押し進めることの重要性を支持する結果を示している。

どのような寄付の仕組みや理由であれば追加的な寄付を行ってもよいかについて尋ねた結果としては、52.5%の有効回答者が自治会や町内会による募集であれば行ってもよいと答えており、他の仕組みや理由にくらべて圧倒的に多かった。他の仕組みや理由の結果も踏まえると、多くの人が賛同してくれやすい仕組みや理由、より大きな金額が見込まれる仕組みや理由、年齢層によりアプローチしやすい仕組みや理由など、これらの情報を考慮して寄付行動の促進に関する社会的戦略を検討することが重要であることが指摘できる。

また、仕組みづくりと併せて検討すべきことがアンケート回答者の自由記述から得られている。特に多かった意見は、何をしているかがよく分からない、信用できるかどうか分からない、という団体に対する信頼性に関するものである。また、自治会や町内会の場合は、長年の共同体であることやご近所のネットワークによる情報交換

が行われているため、存在や活動を知らない人は多くないと考えられるが、垂直的な組織構造であるとか、関心のない人には強制的と感じる人がいることから、組織や活動に対する理解が得られていない場合もありうる。NPOの場合は、居住地域を単位としないことが多く、また必ずしも地域全員に関係する活動ではないことから、近隣で活動をしていても存在や活動内容を知らない可能性が高く、信頼や信用を得られていないのではないかと考えられる。

その一方で、活動の重要性や活動目的や活動に対する真摯な姿勢に共感を示す意見も見られた。これらのコメントから考えるべきことは、団体やその活動の透明性を高めること、またそのための情報公開の手法の開発、そしてそれらを達成しつつ時間をかけて活動を展開していくことである。すなわち、寄付の仕組みの開発だけでなく、寄付を受ける側の組織運営のあり方を発展させていくための仕組みの開発も並行して進めていくことが期待される。さらに、日本の教育や福祉が民間のフィランソロピー（社会貢献）活動によって支えられてきて、それが現在の日本の社会基盤の構築にどのような影響を与えているかについて、フィランソロピー教育を行うことも地域社会の発展の重要性について深い理解を培っていくうえで重要であると考えられる。

## 東京シンポジウム報告書を刊行しました。

本誌51号でご紹介しました、3月4日開催の東京シンポジウム「希望のもてる社会へ ～社会不安の正体と未来への展望～」の報告書を刊行しました。同報告書をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業—報告誌の刊行(報告誌ライブラリー)」の「シンポジウム・講演会報告誌」ページからお申し込みください。

- 報告書「希望のもてる社会へ 社会不安の正体と未来への展望  
～2011東京シンポジウム報告書～」

新刊



## 全労済協会からのお知らせ

### ▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月10日(金)～8月31日(水)	2011年度公募委託調査研究募集	
7月25日(月)	第33回評議員会(於:仙台市)	2011年度事業報告・決算報告 他
7月25日(月)	第129回理事会(於:仙台市)	2011年度事業報告・決算報告 他

# ～団体向け共済のご紹介～

## シリーズ⑥『団体建物火災共済(オフィスガード)』

### 〈地震等見舞金の取り扱いについて〉

#### ■対象可否判断について

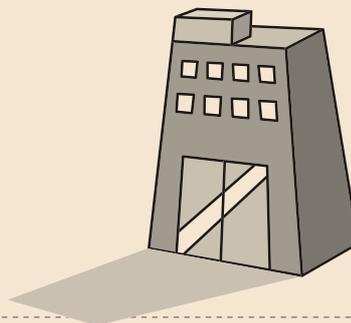
団体建物火災共済では、建物の契約があり、かつ100万円を超える建物の損害がある場合に地震等見舞金の対象となります。したがって、100万円以下の建物被害、動産のみのご契約については対象外となります。

#### ■地震等見舞金の支払額について

地震等見舞金の額は、共済の目的である建物の損害の程度により、一部損壊、半損壊または全損壊に分類し、共済の目的である建物の口数をもとに算出します。

損害の程度	一口につき
一部損壊	1,000円
半損壊	5,000円
全損壊	10,000円

※いずれの場合も300口がお支払い限度となります。  
(ご契約口数が300口未満の場合は、ご契約口数が限度となります)



#### ■東日本大震災における現場調査と審査方式について

このたびの東日本大震災においては、一定の条件の下、現場調査や請求書類を簡素化することで見舞金の迅速なお支払いに向けた対応を進めております。

#### ◆現場調査にもとづく全労済協会契約(団体建物火災共済)の取り扱い

区分	団体建物火災共済	適用開始日
①罹災証明書省略	◎現場調査を前提に省略可	3月12日
②見積書適用方式	◎見積書の適用を基本とする	3月12日

※この取扱いは、東日本大震災に関わる事案のみです。通常の共済事故については従来どおりの取り扱いとなります。  
※見積書の取得が困難な場合は、別途ご相談ください。

### 〈災害に関わるQ&A〉

**Q** 現在、団体建物火災共済に加入していますが、このたびの大震災で事務所が大きな被害を被ってしまい、一時的に移転をしています。今後、修理などをした元物件に移れるかどうかはわからない状況ですが、契約についてはどうしたらよいでしょうか？

**A** 調査状況と、契約者様の判断のもと、今後現在の共済目的物件には戻れないので完全に移転をするということになるのであれば、現在のご契約は解約をしていただき、移転先物件にて加入しなおしていただくこととなります。

しかし、改修することで再入居が可能となるようであれば、諸条件を満たす場合は、引き続き現在のご契約のままかけ続けていただくことは可能ですので、その場合は、別途ご相談ください。

なお、このたびの震災により、建物が全壊・流失してしまっている場合には、事故日に遡っての解約とさせていただきます。この場合、未経過期間分の共済掛金については返戻させていただきます。

コラム

暮らしの中の社会保険・労働保険⑮ 「社会保障・税一体改革」

給付と負担のバランスが崩れた社会保障の持続可能性を巡って、重大な選択の局面が始まりました。そこで今回は「社会保障・税一体改革」を考えます。

**Q1. 「社会保障・税一体改革案」が取りまとめられたとの報道がされました。**

**A1.** 「政府・与党社会保障改革検討本部」(2010年10月発足)は、社会保障制度改革案、税制改革案、工程表について「成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」との基本方針にもとづき、6月2日に「社会保障改革集中検討会議」としての取りまとめを行いました。

その後、この案をもとに、国と地方の協議会で出された地方の意見、および政府税制調査会の意見をそれぞれ反映させた上で、6月17日の成案決定会合において「成案」を確認しましたが、6月28日現在、最終決定に至っていません。

〈社会保障改革の検討体制〉



しかし、社会保障と税の一体改革のこれ以上の先送りは、財政規律や国債格付を巡り日本経済に深刻な打撃を与えるとの警鐘が内外から鳴らされ、「成案」にもとづく速やかな改革が求められています。

**Q2. 社会保障制度改革案の主なポイントは何ですか。**

**A2.** 改革案はその基本的考え方として、社会保障制度を持続可能なものとするため、①相互の共助・連帯の仕組みを通じた国民の自立支援、②給付の重点化と負担の最適化、③世代間および世代内の公平、④社会保障改革と財政健全化の同時達成、⑤地域や個人の多様なニーズへの的確な対応、をめざすとしています。

その上で、改革の優先順位として、①子ども・子育て支援、②医療・介護、③年金、④貧困・格差対策、の4分野の改革を優先するとしました。特に、従来の高齢者中心の社会保障から、全世代対応型・未来への投資の方向性を強く打ち出した点が大きな特徴です。

個別分野における具体的な改革項目としては右表のような課題が列挙されています。

〈社会保障の個別分野における主な改革項目〉

	主な充実項目	主な重点化・効率化項目
子ども・子育て	0~2歳児保育の量的拡充 幼保一体化の実現 女性の就業率の向上	保育等への多様な事業主体の参入 小規模保育、家庭的保育等、 多様な保育の推進
医療・介護	地域間・診療科間の偏在の是正 在宅医療の充実 短時間労働者への被用者保険の適用拡大 高額療養費の見直しによる負担軽減	平均在院日数の減少と外来受診の適正化 重複受診・過剰薬剤投与の削減 受診時定額負担の導入 70~74歳の2割自己負担
年金	所得比例年金(社会保険方式)と最低保障年金(税財源)からなる新年金制度の創設 短時間労働者への厚生年金の適用拡大 低所得者・障害基礎年金への加算	高所得者の年金給付の見直し 標準報酬上限の引上げ デフレ下のマクロ経済スライドの導入 支給開始年齢の68~70歳への引上げの検討

**Q3. 税制改革案の主なポイントは何ですか。**

**A3.** 平成21年度税制改正法附則104条1項では、基礎年金の国庫負担割合の1/2への引上げをはじめとする年金、医療、介護の社会保障給付費(高齢者3経費)に少子化対策費を加えた社会保障4経費の見通しを踏まえて、税制の抜本的な改革を行うため、「平成23年度末までに必要な法制上の措置を講ずる」ことが定められています。この「法制上の措置」に関して、当時の与謝野財務大臣の国会答弁もふまれば、実施時期は経済状況の如何によるとはいえ、消費税を含む税制の抜本的な改正法案を2011年度末までに国会に提出することが政府の義務であると解されています。

こうした経過もふまえて、今回の改革案に消費税率を2015年度までに10%に引上げることが盛り込まれ、これを財源に後代への付回しをやめ、国と地方が行う社会保障給付の機能の維持・強化を進めるとしています。あわせて、個人所得課税における所得再分配機能の回復、世代をまたがる格差の固定化を防止するための相続税の課税ベース、税率構造の見直し等にも言及しています。

政治が国民に負担の増加を求めることはこれまで忌避され、増税の場合も減税とのセットで提起がされてきました。そのことがOECD諸国の中でも日本の国民負担率は非常に低い状況をもたらしました。一方、給付は年金と医療を中心に高齢者向けが大半を占め、子育てや住宅政策の貧困を招くとともに、高齢化の急速な進展が日本の社会保障制度を非常に不安定にさせてきたと言えます。負担の先送り体質から脱却し、社会連帯のリーダーシップを發揮できるか、今、政治に問われています。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

# 全労済協会ホームページのご案内

ホームページもお気軽にご利用ください。

全労済協会ホームページでは、全労済協会のお知らせなどの最新情報や調査研究活動、相互扶助事業、冊子請求、シンポジウム・研修会等のお申し込み、お問い合わせ等の各種ご案内を行っています。たくさんのご利用をお待ちしております。

●全労済協会ホームページ <http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

## ▼全労済協会ホームページ



## ●相互扶助事業ページ



各共済のご案内、相互扶助事業からのお知らせを掲載しています。

## ●お問い合わせページ



お問い合わせページは、各種お申し込みフォームとなります。資料請求・シンポジウム・研修会等のお申し込み以外については、お問い合わせフォームからご利用いただけます。

## 2011年度公募委託調査研究を募集しています。

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。①応用・先進的研究や、②主に若手研究者を対象とした研究機会の提供の2つの観点で採用を予定します。ご応募をお待ちしております。

☆詳しくは全労済協会ホームページをご覧ください(募集要項を掲載しております)。

### ▶2011年度公募委託調査研究の概要

**募集研究テーマ：**「絆の広がる社会づくり  
～大転換期の日本社会の展望～」

**募集期間：**2011年6月10日(金)  
～8月31日(水)17時(当協会必着)

**委託費総額：**1,800万円

①「募集要項」はこちらをクリックしてください(印刷およびダウンロードができます)。

②応募をお考えの方はエントリーをクリックしてください。応募内容を入力して送信した後、返信メールにより「研究申請書」をダウンロードすることができます。

## ▼公募委託調査研究ページ



全労済協会だより vol.54 2011年7月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>